



アマミヤマシギ及びオオトラツグミ 保護増殖事業の完了について(報告)



環境省自然環境局野生生物課
希少種保全推進室



■ 保護増殖事業計画の策定について（法第45条）

- 1 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長は、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。
- 2 保護増殖事業計画は、対象とすべき種ごとに、保護増殖事業の目標、区域及び内容その他必要な事項について定めるものとする。
- 4 第1項及び前項の規定は、第1項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

■ 希少野生動植物種保存基本方針（抄）

第5 保護増殖事業に関する基本的な事項

1 保護増殖事業の対象

保護増殖事業は、国内希少野生動植物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その種を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の整備等の事業を推進することが必要な種を対象として実施する。

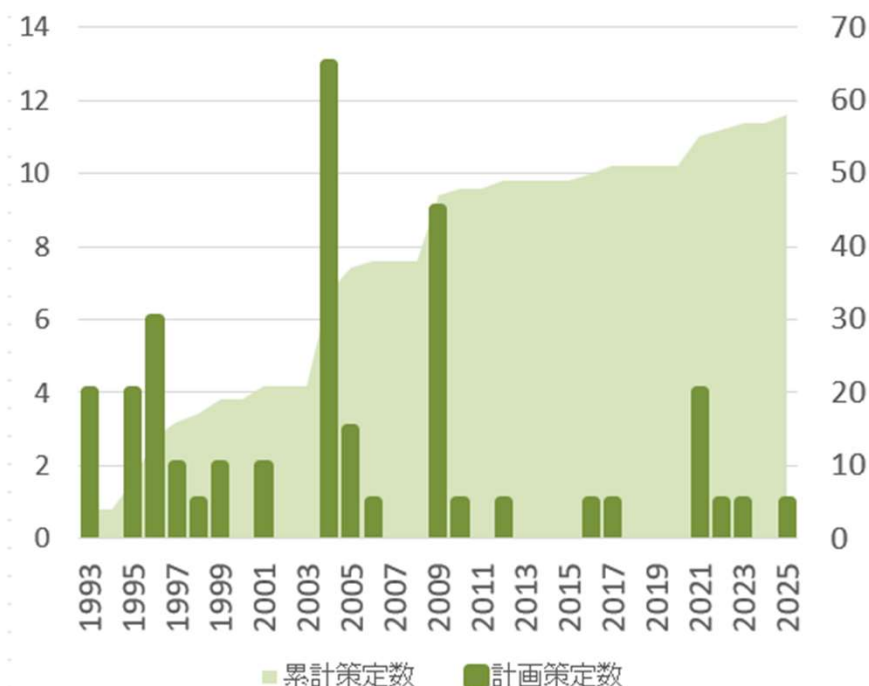
これまでに

79 種・亜種を対象に

58 計画を策定

※令和 8 年 8 月現在

保護増殖事業計画の策定数



保護増殖事業計画策定種（79種）

＜ほ乳類＞ ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ、オガサワラオコウモリ

＜鳥類＞ アホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウ、イヌワシ、ノグチゲラ、**オオトラツグミ、アマミヤマシギ、**

ウミガラス、エトピリカ、ヤンバルクイナ、オジロワシ、オオワシ、アカガシラカラスバト、ライチョウ、オガサワラカワラヒワ

＜爬虫類＞ ミヤコカナヘビ

＜両生類＞ アベサンショウウオ

＜魚類＞ ミヤコタナゴ、イタセンパラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ、ハカタスジシマドジョウ

＜昆虫類＞ ベッコウトンボ、ゴイシツバメシジミ、ヤンバルテナガコガネ、ヤシャゲンゴロウ、オガサワラハンミョウ、オガサワラシジミ、オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ、ツシマウラボシシジミ、フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ、タカネヒカゲハヶ岳亜種

＜貝類＞ **小笠原陸産貝類20種、南西諸島陸産貝類 3 種**

＜植物＞ キタダケソウ、レブンアツモリソウ、ハナシノブ、チョウセンキバナアツモリソウ、ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキ、ヒメタニワタリ、コヘラナレン、シマカコソウ、ウチダシクロキ

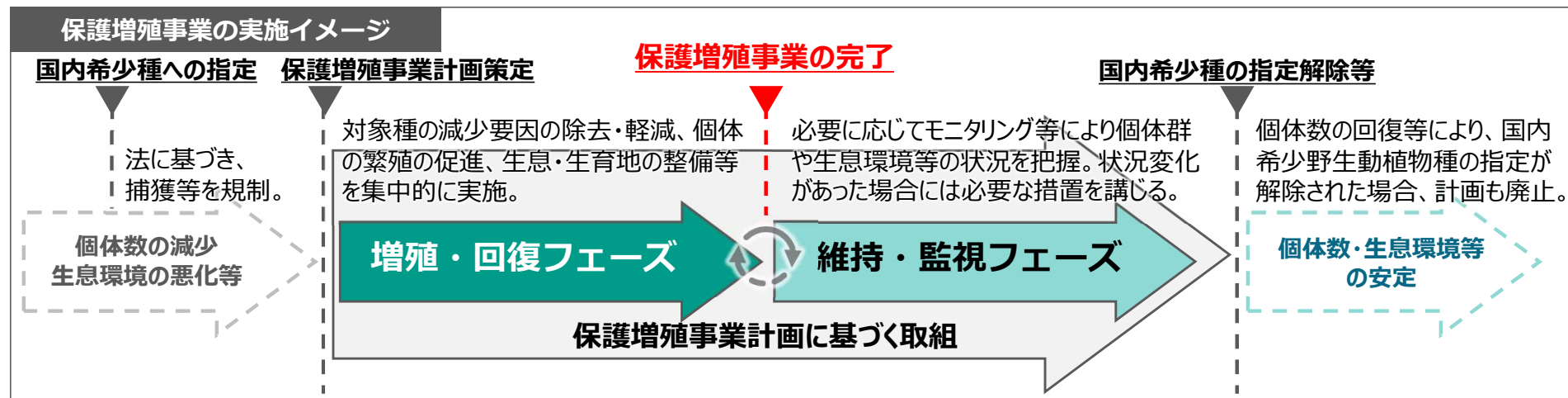
保護増殖事業の完了の考え方

- 種の保存法に基づく保護増殖事業を1993年度から開始し、2026年8月現在、**79種・亜種を対象に、58の保護増殖事業計画を策定**。生息・生育状況が大きく改善するなど、一定の事業成果が上がっている種もある。
- 「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5年3月閣議決定）では、2030年までに達成すべき目標の一つとして、「保護増殖事業の目的が達成されて、事業を完了した種数を5種程度にする」ことを掲げている。

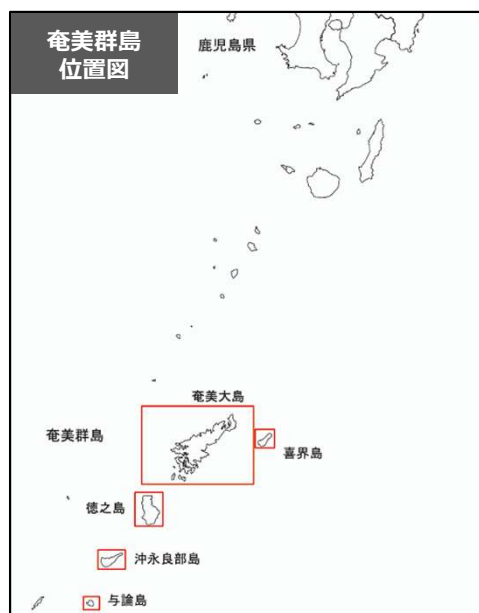
保護増殖事業の「完了」について

※2024年3月開催の中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会に提示した保護増殖事業の事業完了の考え方に関する論点と方針をベースにし、再整理。

- 保護増殖事業計画に定めた目標を達成し、増殖・回復を集中的に図るフェーズを終え、維持・監視を図るフェーズに移行することを、保護増殖事業の「完了」という。
- それぞれの種の特性を踏まえ、保護増殖事業の完了の判断に係る**目標及び具体的な評価方法**を設定した上で、各種の保護増殖検討会等において**目標の達成状況の評価**を行う。その結果等を踏まえ、地方環境局長等が保護増殖事業の完了を決定する。
- 保護増殖事業の完了後は、**必要に応じて、モニタリング等の事業を効率的に実施し、個体群の動向及び生息・生育環境の状況等について継続的に把握**する。（仮に、個体数の著しい減少や生息・生育地の状況の悪化等が認められた場合には、追加的な保全措置の要否等を検討した上で、必要に応じて事業再開の決定等を行う。）
- さらに生息状況等が回復し、国内希少野生動植物種の指定が解除された場合は、保護増殖事業計画は廃止される。



アマミヤマシギ及びオオトラツグミ保護増殖事業の完了について



- 奄美群島に生息する**アマミヤマシギ・オオトラツグミ**の2種について、生息状況の悪化等を踏まえ、1999年から保護増殖事業を実施。
- 主要な分布域である奄美大島における分布・生息数が安定的に維持され、繁殖も継続して確認。**主たる減少要因である外来種、生息環境の悪化、交通事故等について、関係機関の対策により一定の改善が認められること等から**、2025年12月に開催された奄美希少野生生物保護増殖検討会においても、有識者から保護増殖事業の完了について異存ない旨の意見。
- 2種については、増殖・回復を集中的に図るフェーズを終え、今後は維持・監視フェーズへ移行することが妥当であるものと判断。2026年6月30日付で保護増殖事業を完了。



アマミヤマシギ

Scolopax mira

チドリ目シギ科

【分布・生態】

- ・奄美大島・加計呂麻島・請島・与路島・徳之島（沖縄本島）
- ・主にスダジイ等の優占する森林に生息、耕作地で観察されることもある。ミズなどの土壌動物を採餌するため、地上にいることが多い。

【生息を脅かす要因】

照葉樹林の伐採／マングース、ネコやイヌによる捕食／交通事故



オオトラツグミ

Zoothera dauma major

スズメ目ツグミ科

国の天然記念物
(1971年)

【分布と生態】

- ・奄美大島
- ・林床の湿潤な照葉樹壮齢林に主に生息し、木の股や崖のくぼみなどに巣を作り繁殖する。繁殖期である3～4月の早朝にさえずりがよく聞かれる。

【生息を脅かす要因】

開発による壮齢林の減少／マングース、ネコやイヌによる捕食



【参考】アマミヤマシギ及びオオトラツグミ保護増殖事業の概要



アマミヤマシギ

- ・1993年 国内希少野生動植物種に指定
- ・1999年 保護増殖事業計画（農林水産省、環境省）策定
- ・2014年 保護増殖事業10ヶ年実施計画を策定
- ・2019年 10ヶ年実施計画を改定
- ・2024年 新たな10か年実施計画を策定



奄美野鳥の会提供

夜間ルートセンサス調査

- ・分布や個体数の変化の把握



繁殖期の情報収集



標識調査等による食性調査

2002～2018年で704個体に標識、うち約4割程度を再確認。ほとんど移動しないことが判明。食性調査やDNA分析も継続中。

集団遺伝学の研究

- ・渡りの調査

オオトラツグミ

- ・1993年 国内希少野生動植物種に指定
- ・1999年 保護増殖事業計画（農林水産省、[文科省](#)、環境省）策定
- ・2014年 保護増殖事業10ヶ年実施計画を策定
- ・2019年 10ヶ年実施計画を改定
- ・2024年 新たな10か年実施計画を策定



奄美野鳥の会提供



録音調査

- ・特徴的なさえずりを利用した調査方法の簡便化の検討

さえずり一斉調査（奄美野鳥の会主催）

- ・1993年から研究者や地元の人たちによって実施
- ・奄美中央林道での個体数の把握

繁殖生態調査・営巣環境調査

- ・営巣地としてはミズの多い高齢林を好み、太い木やシマオオタニワタリを使う
- ・ヒナへの採餌などの繁殖生態が明らかに



減少要因への対策

（アマミヤマシギ・オオトラツグミ）

生息環境の改善



マンガース防除事業

（奄美大島2005年～2024年）



ノネコ捕獲事業

（奄美大島2018年～、徳之島2014年～）

外来種対策



奄美群島国立公園

（2017年3月～）

国立公園・鳥獣保護区等による生息地の管理

交通事故対策



ロードキル防止・普及啓発

他の動物も交通事故にあっています



これらの動物たちも路上に飛び出してきて、交通事故に遭遇しています。クルマより小さいので、周りに気づいて走りまわります。

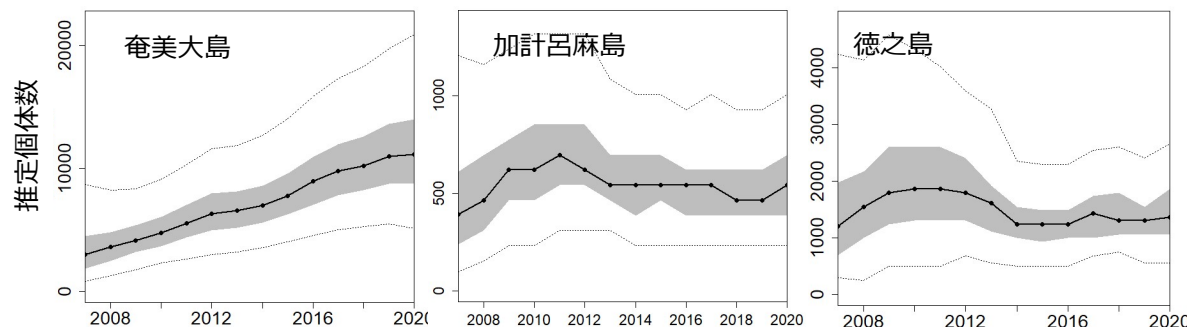
交通事故によって傷ついた野生動物は地元の動物保護団体の協力のもとで保護を行っています。野生動物の被害や、動物の命が危険にさらされるのを防ぐために、みなさんの協力をお願いします。基金の活用状況及び、基金方法は各のQRコードもしくはQRコードHPにてご確認ください。

【参考】アマミヤマシギ・オオトラツグミ 生息状況の回復



アマミヤマシギ

●個体数の回復



現在の推定個体数（2021年時点）

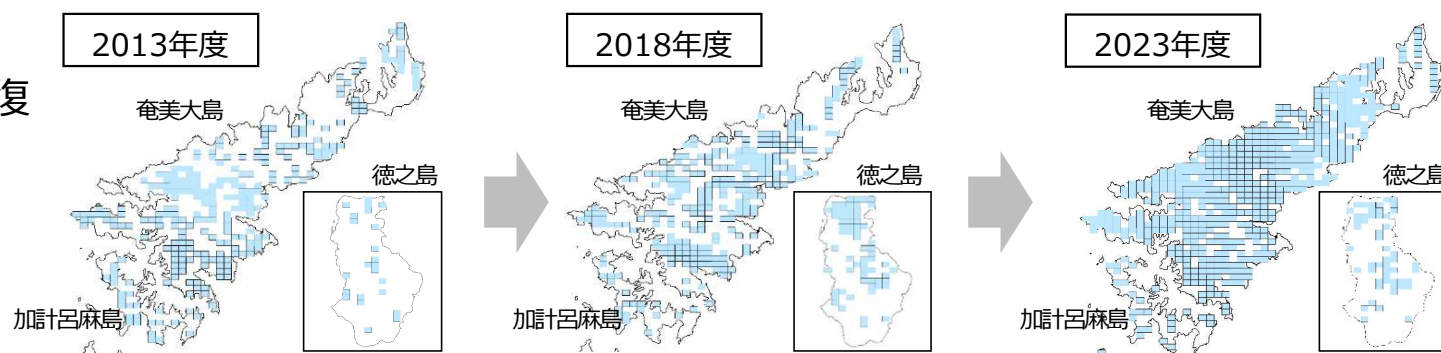
奄美大島 15,059頭（95%信用区間：7,520–26,247）頭

加計呂麻島 541頭（95%信用区間：309–1,083）頭

徳之島 1,393頭（95%信用区間：407–3,840）頭

モニタリングの結果から、その後も同様の傾向で推移

●分布域の回復



オオトラツグミ

●個体数の回復

2013年時点での推定生息個体数 4,346～5,794個体（Mizuta et al. 2017）

モニタリングの結果から、その後も同程度で推移

